

平成30年 6月19日

都道府県空手道連盟 各位

公益財団法人全日本空手道連盟

第18回全日本少年少女空手道選手権大会の
競技規定について（お知らせ）

拝啓、時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟の事業活動に格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記における本大会組手競技につきまして、「空手競技規定」の付録10により12歳未満の禁止事項については記載の通り適用することといたします。ただし、出場試合数及び安全具については本大会実施要項の通りです。大変恐縮ですが何卒ご理解ご協力周知徹底宜しくお願い申し上げます。

敬具

**（参照）空手競技規定 P58 付録10：14歳未満の空手競技
組手試合（12歳未満）**

- ・全ての得点部位（上段及び中段）への技は、部位までの距離が近くコントロールされたものでなければならない。
- ・上段部位へのコントロールは、軽微であっても原則的にペナルティが科せられる。
- ・10 cmまでの得点部位への正確な技は、原則的に得点とみなされる。
- ・中段への技がコントロールされたものであっても、表面以上にコンタクトがあった場合は、得点にはならない。
- ・足払い、又はその他テイクダウンの技は禁止とする。